



あした 夫婦同姓・別姓 「選べる」に なあれ！ NO.2

～そろそろ新しい法律の話をしよう～



もくじ

私たちのあしたをひらく法律に 恩地いづみ 1

選択的夫婦別氏制の民法改正案 2

＜私たちが望む法律をカタチに＞ 5

法改正案のころみ 榎原富士子 5

現段階における最適な法改正案は 作花知志 6

夫婦別姓確認訴訟の原告として民法改正案に賛同する 想田和弘 8

運動を始めたときより格段に理解深まる 坂本洋子 9

国会ロビー活動から 伊藤厚志 10

最大限の選択肢が尊重される法改正に 井田奈穂 12

＜第2次別姓訴訟原告と別姓当事者の声＞ 17

政治の判断で選択的夫婦別姓の実現を 21

個個からカフェへようこそ 22



私は「第二次別姓訴訟@広島」の原告です。

二〇一八年春、「私の名前は私自身、私のままで結婚を」と第二次別姓訴訟が始まり、原告団の一員として広島で裁判に関わってきた。この訴訟、また、勝訴にはなっていないけれど、確実に一歩一歩進んでいる。

選択的夫婦別姓はこの夏、参院選の争点の一つにもなった。

法改正はだんだん現実味を帯びてきている。だったら、あした私たちはどんな法律を手にしたいんだろう。もう、そんなことを考える時になっていると思う。広島で裁判と並行して行っている連続講座「個別からカフェ」で、夫婦別姓をめくって話をしていても、参加者から出てくる「どんな法改正を考えているのか」という疑問に、私たちなりの希望の形を示していきたいと思っていた。

私たちのあしたをひらいて法律に



恩地 いづみ

そのような原告の思いを背景に、弁護団有志が裁判支援者の意見も聞き、まとめた法案ができあがった。この法案に対して、他の別姓裁判の原告、弁護士、ほかにも選択的夫婦別姓を求めるいろんな視点から声をいただき、冊子化することができた。

私たちは「あした夫婦同姓・別姓『選べる』になつてほしい」と考えています。選択的夫婦別姓に対して「なにか、今までと変わってしまうようで違和感がある」とか、「今のままでいい人に不利益があるのではないかと不安がある」と、変える、ということにいろんな思いを持っておられる方には是非、ここに例示している「選択的」の形をご覧いただき、いろんな声を聞いていただき、そして、できれば「選択的」が向かおうとしているあしたを理解していただくしたいと思います。

選択的夫婦別氏制の 民法改正案

民法改正案の概要について

- 1 婚姻後も、婚姻前の氏を通称として使用する者又は改氏を避けるために婚姻の届出をせず事実婚とする者が増加している実態にかんがみ、夫婦同氏に加えて、婚姻後も夫婦各自が婚姻前の氏を称することができる制度を新設する。
- 2 子の氏は、出生時ごとに夫婦の協議により定めるものとする。
きょうだいの氏の統一を義務づけないことによって、複数の子に夫婦双方の氏を承継させることができる。
平成8年法務省案では、婚姻時に戸籍筆頭者を届け出て子は戸籍筆頭者の氏を称するものとした。しかし、婚姻時に子の氏を決めさせることは婚姻の要件を加重することになるほか、子を産めない又は産まない事情のある者や高齢で結婚する者の意識に合致しない。可能な限り婚姻を容易にする制度が望ましい。
- 3 戸籍の現在の形式（戸籍筆頭者を索引として頭におき夫婦親子が同籍する）は、可能な限り変更しない方法をとるものとし、別氏夫婦及び別氏の父又は母のいずれかと氏を同じくする子は同戸籍に入るものとする。
これによって、再婚後、別氏夫婦及び夫婦各自の氏をなめる連れ子が、同戸籍に入ることができる。
この案では、現行戸籍のルールの①と③は変えず、②に別氏同戸籍を加えた。
現行戸籍では
 - ①三世代戸籍の禁止（同籍できるのは二世代まで）
 - ②同氏同戸籍（同籍できるのは同氏の者）
 - ③夫婦と氏を同じくする子は、夫婦の一方のみの子であっても同じ戸籍に入ることができる（再婚の連れ子や夫婦の一方の嫡出でない子も入ることができる）。
- 4 経過措置として、改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、改正法の施行の日から適切な期間内に届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができるものとする。

選択的夫婦別氏制 民法改正 新旧対照表

2019年
(下線部分は改正部分)

改正法	現行法
<p>(夫婦の氏) 第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、<u>夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。</u></p> <p>(子の氏) 第790条1項 嫡出である子は、<u>父母の氏又は氏を異にする夫婦の子については出生の際に父母が協議により定める父若しくは母の氏を称する。</u>ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏<u>又は氏を異にする夫婦の子については子の親権者の氏を称するものとする。</u></p>	<p>(夫婦の氏) 第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。</p> <p>(子の氏) 第790条1項 嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。</p>

- 補足
- ・子の出生前に父母が離婚したときの出生届出義務者は母である（戸籍法52条1項）。
 - ・他に、子の氏の変更（791条）、養子の氏（810条）、特別養子の氏等の改正が必要。
 - ・改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻が、配偶者との合意に基づき、適切な期間内に届け出て婚姻前の氏に復することができる経過措置をもうける。
 - ・子の氏が、出生後決まらない場合の解決手段（例えば家庭裁判所の審判）についての規定をもうける。

戸籍法

改正法	現行法
<p>(婚姻届) 第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。</p> <p>一 夫婦が称する氏<u>又は夫婦が各自の氏を称するときは戸籍筆頭者</u></p> <p>二 その他法務省令で定める事項</p>	<p>(婚姻届) 第74条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。</p> <p>一 夫婦が称する氏</p> <p>二 その他法務省令で定める事項</p>

他に戸籍法14、18、49条等の改正が必要

別氏夫婦の戸籍案

が変更部分		【2の1】	全部事項証明
本籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地		
氏名	甲野 義太郎		
戸籍事項			
戸籍編製	【編製日】平成14年6月10日		
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 義太郎 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男		
身分事項			
出生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父		
婚姻	【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄 【氏名】乙野 梅子		
戸籍に記載されている者	【生年月日】昭和41年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女 【出生日】昭和41年1月8日 【出生地】京都市上京区 【届出日】昭和41年1月9日 【届出人】父 【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町18番地 乙野忠治		
身分事項			
出生			
婚姻			

発行番号000001

		【2の2】	全部事項証明
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 啓太郎 【生年月日】平成4年11月2日 【父】甲野義太郎 【母】乙野梅子 【続柄】長男		
身分事項			
出生	【出生日】平成4年11月2日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成4年11月10日 【届出人】父		
戸籍に記載されている者	【氏名】乙野 ゆり 【生年月日】平成6年2月15日 【父】甲野義太郎 【母】乙野梅子 【続柄】長女 【出生日】平成6年2月15日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成6年2月16日 【届出人】父		
身分事項			
出生			
婚姻			
以下余白			

発行番号000001
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成 年 月 日
〇〇市町村長 氏名 印

私たちが望む

法律をカタチに。



夫婦別姓訴訟弁護団長
弁護士

榎原 富士子

法改正案のこころみ

議員の方たちにロビー活動をする際、見ていただけてわかりやすい法改正案がほしいとの声がありました。特に、戸籍はどう変わるのか変わらないのか、具体的に見えるものがあるとよいと思いました。

そこで、第二次別姓訴訟の弁護団が、原告の皆さんや別姓訴訟を支える会の皆さんの意見を聞きながらまとめたものが、二頁からの案です。

といっても、特に法案としては新しいものではなく、現在のコンピュータ式の戸籍ではどうなるかを見やすくした点が一番の特徴です。

「民法改正案の概要について」「新旧対照表」「別氏夫婦の戸籍案」をセットにしました。このくらい短いものを使いやすいと思いい、主たる論点にしました。

また、著作物というようなものではありません。誰でも自分のものとして、弁

護団の名前をいれず、自由に使っていただけだと思います。これをベースにして改変してご自身の案として使っていたことも自由です。ただし、選択的夫婦別姓の実現のために使っていたきたいというのが、心からの願いです。

これまでの法案として、皆がよく知っている一九九六年二月に公表された法務省案（以下「九六年案」と言います）と、一九九七年以降に国会に提出された多数の議員立法案があります。九六年案は、一九九一年四月から四年三月月の期間をかけて、複数回にわたり法務省がパブリックコメントを募集し、戻った意見を参考にしながら、法制審議会が答申にまとめあげ、それを受けて法務省が公表した案です。議員立法ではなく、内閣が提出することを旨として作られた法案です。

そこで、九六年案と同じ点、違う点を中心に、もう少しご説明したいと思います。

ポイント1 夫婦別氏の選択肢

民法七五〇条を改正し、夫婦同氏に加えて、夫婦別氏も選べる制度です。この点は九六年案と全く同じです。

ポイント2 子の氏

別氏を選んだ夫婦の子の氏は、婚姻時に決めるのではなく、子の出生時ごとに父母が決めるようになりました。したがって、きょうだいの氏が統一される場合もあれば統一されない場合もあること

になります。

九六年案では、子の氏は、出生時ごとではなく、婚姻時に決めて婚姻届に記載し、子の氏として選ばれた者が戸籍筆頭者になり、子の氏は統一することを原則としていました。この点が異なります。

ただし、九六年案でも、特別の事情のある場合には、出生後に家庭裁判所の許可を得て、子と氏を異にする父または母の氏への変更が認められるとしていましたので、きょうだいの別氏も認めるといふ点では同じでした。しかし、その位置づけが例外として限定されるという点で、今回の案とは異なっていました。

しかし、九六年案からすでに二三年経て、国民の意識は大きく変わりました。とくに、「夫婦親子の名字が違うと家族の一体感に影響が出てくるか」との質問に、九六年に「ないと思う」と答えた人が四八・七%であったのに対し、二〇一七年には六四・三%に増えたという変化（内閣府世論調査）は大きいです。そこで、きょうだいの氏も、同氏・別氏から自由に選べるようになりました。

再婚の数も割合も増え、連れ子再婚も増えました。九六年にはいづれか一方が再婚である結婚は結婚全体の九六%でしたが、二〇一七年には二六・六%に増えました。多感な学生時代を送る

なか、親の離婚・再婚を経験する子どもたちはむしろ改姓したくないと思うことの方が多いためです。再婚の父母双方が改姓せず、双方の連れ子も改姓せず、そのまま皆で家族となれるようにするには、きょうだいも別姓を可能とする制度が優れています。

さらに、複数の子に、父母双方の氏を承継させたいという方の願いをかなえるためにも、出生時ごとに子の氏をきめるとすることが優れています。

これまで、多数の議員立法案も提出されてきましたが、いずれも出生時ごとに子の氏を決める案です。与党である公明党の議員さんらが二〇〇一年に提出した案（漆原良夫さん代表）でも同じです。

ポイント3 戸籍の形

可能な限り、現在の戸籍の形を維持する方法の案を作成しました。九六年にはまだ縦型の戸籍でしたが、その後コンピュータの導入により横型に変わりました。黄色の部分のみが従前の戸籍と違う点です。初婚の場合、父または母、子の順で同じ戸籍に入る点で、従来と同じ形です。これによって、夫婦親子が別姓であっても同じ戸籍に入ることができるようになります。別姓で再婚した夫婦が、それぞれ、相手方の連れ子と養子縁組しない場合でも、親子全員が同じ戸籍に入ることにも可能になります。ただし、婚姻後の戸

籍を作るため、婚姻時に戸籍筆頭者を夫婦で決める必要があります。戸籍がこのように変わることで家族が崩壊するとは考えられません。

昨年来の活発なロビー活動、自治体での選択的夫婦別姓の実現を求める意見書や請願の可決、多数多様な訴訟活動、新聞やSNSでの毎日のような情報発信に敬意を表します。いろんなアプローチの方法があり、選択的夫婦別姓のように多様性を認め合いながら、前に進み実現するといいたいですね。

それでは、ぜひ改正案を有効に使ってください！



弁護士
作花 知志

現段階における 最適な法改正案は

私は、戸籍法上の選択的夫婦別姓訴訟（東京地裁平成三一年三月二五日判決。現

在東京高裁に控訴中)を担当している弁護士です。「戸籍法上の選択的夫婦別姓」も「民法上の選択的夫婦別姓」も、いずれも現在の家族単位の戸籍の形をなるべく変えずに、選択的夫婦別姓を実現しようという試みです。「戸籍」という観点から、現在の夫婦同氏原則(民法七五〇条)を見ると、色々な問題点が見えてきます。

その一つをお話しさせていただきます。現在の民法七五〇条は、婚姻する夫婦の一方が、必ず氏を変えることを義務付けています。その結果、ある人が結婚したのだ、離婚したのだ、再婚したのだ、という「結婚状況」が公になってしまう、という問題があります。それは、結婚すること、で、「結婚状況」を公にすることが義務付けられることを意味します。さらに申すとそれは、「結婚状況」というプライバシー情報が婚姻に際して公にされ、基本的人権としてのプライバシー権が侵害されることを意味しています。

現在の法律では、いわゆる「旧姓併記」を認めたものがあります。でも「旧姓併記」を行うことは、その方が婚姻をしていること(「結婚状況」)を公にすることを意味しています。実は、アメリカの法律やEUの規則(GDPR・EU一般データ保護規則)では、「結婚状況」はプライバシー情報であり、それを問うなどの行為が法律上禁止されているのです。

日本法においても、「結婚状況」はプ

ライシー情報であり、それを意に反して問うことは、プライバシー権侵害として違法となる、という評価がされています。それは、「結婚状況」を問うことが、性的なプライバシー権を侵害する、という意味で「セクハラ」であるとの評価がされた事件においてなのです。

例えば、兵庫教育委員会は平成三〇年九月一日に、若手女性教員の授業を見ている際に挙手して「先生、結婚していませんですか」の発言を行った男性教諭について、それが「セクハラ発言」であるという理由で、他の行為と共に停職六カ月の懲戒処分としました。

それは、日本法においても「結婚状況」がプライバシー情報であり、それを意に反して問うことは、プライバシー権侵害として違法となることを意味しています。

そのような婚姻に際する「結婚状況」というプライバシー情報が公にされないための手段の一つが、平成八年に法務大臣の諮問機関が採択した家族法改正案における、民法上の選択的夫婦別姓制度です。婚姻に際して、選択的に、民法上夫婦別姓を選ぶことができれば、「結婚状況」を公にする必要がなくなるからです。

でもその制度では、現在の戸籍の形である家族単位の戸籍は一切変える必要はないのです。その制度でも、婚姻に際して氏を変えることを希望しない者は、旧姓を民法上の氏としたままで、婚姻を行

うことができ、そして一つの戸籍に、民法上の氏が別姓で記載されるのです。現在の戸籍の「夫」欄と「妻」欄に、それぞれが旧姓のフルネームで記載される、とイメージしていただければ分かりやすいと思います。その場合でも、婚姻に際して夫が戸籍筆頭者とされた場合には、現在の戸籍の形である家族単位の戸籍の筆頭者に夫が記載され、その戸籍に妻が旧姓のフルネームで記載されるのです。家族単位の戸籍の形は、何も変わらないことが、平成八年に法務大臣の諮問機関が採択した家族法改正案の重要点となります。いわば、「家族の形」としての「戸籍の形」を守りながら、婚姻後も民法上別姓のままであることを希望される方の求めも実現することができるのです。

では、生まれてくる子の氏はどうするのか、と思われるかもしれませんが、本冊子の二頁以下で紹介された家族法改正案において、既に解決がされています。子が生まれるごとに夫婦で話し合いを行い、子の氏を決める案なのです。その子は、やはり現在の戸籍の形である家族単位の戸籍に、夫婦の合意で定められた氏で記載されることとなります。子が戸籍筆頭者の氏ではない配偶者の氏を称することが求められる特別な事情が認められることは容易に想像できることです。そしてそれは、少子化が進むことで、家族の象徴である「氏」の数そのものが減少して

いくことが懸念されている現在の問題状況を解決する方法にもなることです。

憲法一四一条一項は、法の下の平等を定めており、また憲法二四一条二項は、国会に対して、家族に関する法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されることを求めています。婚姻に際して、夫婦が民法上別姓であることが選択できること、さらには、子の氏も夫婦の話しあいので、いずれの氏にするかを選択できること、そして、その場合でも、現在の戸籍の形である家族単位の戸籍を變える必要はないことは、戸籍の形としての「家族の形」を守りながら、憲法が求める「個人の尊厳と両性の本質的平等」を実現することができ、最適な法改正案である、と私は考えています。

〈筆者プロフィール〉

ニュー別姓訴訟と呼ばれる戸籍法上の夫婦別姓をめざす訴訟(原告サイボウズ社長青野慶久さん他)など、積極的に人権を守るための訴訟にかかわっている弁護士。岡山県に法律事務所。近著『わたしの宮沢賢治―法律家から見た賢治』(ソレイユ出版、二〇一九年)



夫婦別姓確認訴訟原告(執筆者) 想田 和弘
同原告 柏木 規与子

夫婦別姓確認訴訟の原告として民法改正案に賛同する

選択的夫婦別姓訴訟の弁護団が中心になって、民法の改正案をまとめた。

改正案の特徴は、戸籍制度を基本的に温存しながら、夫婦が同姓か別姓を選択でき、子の姓は出生時に夫婦が協議して決めるというものである。つまり兄弟姉妹が別々の姓を名乗ることができる。子どもものの代で途切れることを懸念する人たちにも配慮した、とてもよい改正案だと思う。

僕と妻の柏木規与子は、一九九三年からアメリカのニューヨーク市に住んでいる。九七年一二月、ニューヨーク市役所で結婚した。アメリカでは夫婦が同姓か別姓かを選べるので、迷わず別姓を選択した。

なぜなら、僕らは結婚によって同化するのではなく、お互いの人格や歴史の違いを維持し尊重しあいながら、それでも力を合わせて仲良くやっていくことを目指していた。そしてそういう結婚観には、どうしても同姓よりも別姓の方がしっくりきたのである。

つまり僕らは、アメリカの法律に基づいて婚姻した「法律婚」の夫婦である。また、日本人が海外で結婚する場合、現地の法律に基づいて婚姻が行われれば、国内でも婚姻は成立しているとみなされるため、実は僕らは日本の法律上も法律婚である(法の適用に関する通則法第二四一条)。

ところが同姓でなければ夫婦の戸籍は作成されない(戸籍法六条)。したがって僕らは法律婚した夫婦であるにもかかわらず、別姓のままでは戸籍を作成できない。したがって、日本では婚姻している事実を証明することが難しい。これはどう考えても法律の不備である。結果、相続や納税などの手続きで、さまざまな不利益や困難を被りうる。

そこで今回の訴訟では、僕と柏木が法的に婚姻関係にあるということ、裁判所に確認を求めている。同時に、この法の不備は結婚の自由を定めた憲法二四一条に違反するとして、国に対して慰謝料を合計二〇万円求めた。

内閣府が二〇一八年二月に公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入

に向けた民法改正に「かまわない」と答えた人の割合は「四二・五％」となり、反対（二九・三％）を大きく上回った。

そうした世論を受けてか、先日の参院選にあたって開かれた党首討論では、選択的夫婦別姓について、安倍晋三自民党総裁以外のすべての党首が賛意を示した。そして安倍総裁は、自分だけが選択的夫婦別姓に反対であることが浮き彫りになったことに対して、「印象操作だ」と抗議した。安倍氏自身、自党の主張が世論から乖離していることを、相対気になっているのであろう。

日本国憲法第一三条には、こう書いている。

「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

「公共の福祉に反しない限り」というのは、「他者の権利を侵害しない限り」という意味だ。つまり選択的夫婦別姓制度を求める僕らの要望は、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と、憲法にも定められているのである。

今回の民法改正案が、国会での選択的夫婦別姓を巡る議論を加速させ、一日も早く立法化されることを、心から期待している。

（筆者プロフィール）

映画作家。監督作品に『選挙』『精神』『港町』など。米国で別姓で結婚した妻・柏木規与子（コンテンポラリーダンサー）と共に、二〇一八年夫婦別姓確認訴訟の原告となっている。



NPO 法人 mネット・
民法改正情報ネットワーク理事長
坂本 洋子

運動を始めたときより 格段に理解深まる

選択的夫婦別姓を求める運動を始めてから四半世紀が過ぎてしまいました。

運動を始めた当時と明らかに違うのは、法律婚、事実婚に限らず、夫婦が別々の氏を名乗ることが珍しくなくなっただけのことです。特に、二〇〇一年に国家公務員の旧姓の通称使用が認められるようになると、通称使用は急速に広まり、今では働く女性の四人に一人が通称を使用するまでになっています。

しかし、法制審議会が一九九六年に選

択的夫婦別姓導入を法務大臣に答申してから二三年が過ぎた今も、法改正への道筋すら見えていません。この間、法制審答申の柱であった婚姻最低年齢、再婚禁止期間、婚外子相続分規定が改正され、選択的夫婦別姓だけが残された事で、強硬に反対する組織的な勢力がある事もわかりました。

法制審答申当時の反対の理由は、「お墓」「嫁姑の関係」「家族の絆」などさまざまでしたが、二〇一七年の内閣府の世論調査結果を見ても、夫婦別姓に反対の主な理由とされてきた「夫婦の一体感」や「家族の絆」と名前は関係しないと考えている人が六割を超えていたことがわかりました。

一方で、「子どもがかわいそう」「子どもの名前はどうなるのか」などの漠然とした不安や反対論は答申当時とほぼ変わっていません。つまり、子どもの問題以外の不安は解消されてきた、とも言えます。今回、市民から示された民法改正案は、基本的には議員立法案に近いと思いますが、不安を解消するような努力や工夫がされていると感じました。例えば、「同氏に加えて、婚姻後も夫婦各自が婚姻前の氏を称することができる」という書きぶりは、かつて、自民党の反対派議員が「基本は夫婦同氏であって、別氏は例外的だ」と強調していたことに応えていると思えました。

また、子の氏を出生時に決め、複数の子の氏を統一しない、というのは反対派から見ると抵抗があるようにも見えますが、多様化や高齢化を反映して、必ずしも婚姻時に決める必要がない理由を示すことで、抵抗感が少なくなるのではないのでしょうか。何より、合計特殊出生率が一・四二と少子化に歯止めがかからない中、「複数の子に父母双方の氏の継承させることができる」との書きぶりが、二人以上の子を持つとする若干のインセンティブが働くと（議員に）思われるのではないかと考えました。

さらに、戸籍への懸念が最も大きい確信的な反対派に対しても、夫婦別氏であっても現行の戸籍の形式を「可能な限り変更しない」ということで、一定の理解をされやすいのではないかと思いました。個人的には戸籍の持つ問題は解消する方が望ましいと思いますが、それは、長期的なスパンで多くの理解を得ながらやらなければならない問題だと理解していません。

二〇一七年の内閣府の世論調査では、選択的夫婦別氏制度に賛成は過去最多の四二・五%となりました。反対が多数を占めたのは、男女とも七〇歳以上のみで、七〇歳未満では男女とも全ての年代で賛成が反対を大幅に上回りました。特に、女性では六〇歳未満の全ての年代で反対

はわずか一〇%台でした。改氏を余儀なくしている側の不都合が理解されているのだと思います。

政府が、人権政策で賛成者が少ないことを理由に、これほど長く法改正しないことについては、理解に苦しみますが、国連女性差別撤廃委員会も遅滞なく法改正するよう勧告しています。

今年の参議院議員選挙では、難病の方、重度の障害を持った方が議員に当選しました。当事者がいらっしやることで、国会の風景はがらりと変わり、ハード面、ソフト面での充実が図られています。何より、議員や職員の方の意識の変化が最も大きかったのではないかと実感しています。

参議院選挙の公約で選択的夫婦別氏に反対と回答したのは自民党だけでした。選択的夫婦別氏を望む議員も多く、事実婚や旧姓の通称使用をする議員、性的マイノリティーの議員も増えています。最近では、与党からも同性婚を認める声が上がっています。運動を始めた当時より、格段に理解が深まっていることを実感しています。

（筆者プロフィール）

NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク理事長。フリージャーナリスト。自治体職員

として戸籍実務などを担当した後、国会議員政策秘書、女性情報紙編集長、大学非常勤講師などを経て現職。著書『法に退けられる子どもたち』（岩波ブックレット二〇〇八年）編共著『よくわかる民法改正』（朝陽会二〇一〇年）のほか、『時の法令』（朝陽会）への論文多数。趣味は囲碁。好きな言葉は「念ずれば花開く」



選択的夫婦別氏を実現する会・富山 会員

伊藤 厚志

国会ロビー活動から

夫婦別姓二次訴訟の弁護団作成の民法改正案も、いいですね。しかし、将来的には、戸籍（筆頭者）を廃止し、「個籍」が望ましいのではないかと思います。ただ、現在、二種類（民法上、および戸籍法上）の裁判が係争中です。

私は、青野慶久さんらの裁判も第二次訴訟もどちらも応援しています。青野さんらの裁判も、論点を絞っており、戸籍法上で、改正する部分が必要最小限に抑

え、明快な主張をしておられると思います。ですので、そうした主張が取り入れられるものなら、それもいいと思います。実際、どうなるかは、あるいは、どうするかは、相手があることですので、国会での議論にゆだねる以外にはないのでは、と思います。

☆伊藤さんは国会への働きかけが大事だとずつとおっしゃって、議員にロビイングをされていられています。議員さんのお話で感じられたこと、手応えいろいろあるかと思いますが。

そうですね。韓国の家族法改正運動に学んだつもりです。韓国では全国会議員一人一人に働きかけたと聞いています。この経緯をつぶさに見てゆくと、司法が違憲判決を下す以前に、すでに韓国国会内では改正派が多数を占めていた、という事実に着目しました。これは、市民による議員への働きかけの成果によるものです。

上京するたびに、資料をセットにして、できるだけ多くの国会議員にお渡ししよう、ということとで事務室を訪問し、「選択的夫婦別姓」の要請をしています。そんないううまく話がでなくても、まずは、

会って、資料をお渡しすることが重要だと思っております。

訪問するなり、いきなり、「あら、家族を破壊する人たちね」とか、「現行の家族制度維持ですので、あなたがたとは乖離があります」等々、明言され、カウンターパンチを食らうこともありませんが、めげずに、選択的夫婦別姓へのご理解を求めてゆくことが大切だと思います。

また、一方、理解を示される場所も少なくはありません。対応された秘書の方に、「事実婚だと、不妊治療の援助が行われない」と、お伝えしたことがあります。したが、「なるほど、そんなこともあるのか」という様子で、親身になって聞いてくださった方もいます。こうしたことは直接経験したことのある当事者の方ではないとなかなかわからないことです。30分以上に及び、質問され、メモをとりながら、しっかりと聞いてくださった方もいました。

男性秘書に当方の配布資料を説明しているときに、別の女性秘書の方で、「ぜひ選択的夫婦別姓になってほしい」と傍らから話してくださいました。別姓に理解を示され、「国会で議論をすすめてほしい」とおっしゃった方もいました。制度導入に向けての水面下の動きも

あるようです。

☆よく、子どもの名前はどうなるの、とか名前が決まらなかつたら、とか疑問を持たれますが、議員さんからはそうしたことへの質問、ご意見ありませんか。

「子どもの名前はどうか」という疑問は、一般の人からもよく聞かれるわけですが、この間の国会議員ロビー（事務室訪問）では直接は聞かれたことはありません。むしろ、「選択的夫婦別姓って、どういうことですか」と尋ねられた女性秘書の方もおられるように、「選択的夫婦別姓」の必要性そのものに対する認識がまだまだ弱い状況にあるのでは、というのが私の率直な感触です。

それに、婚姻したときの夫婦の姓をどうするか、という問題は、子どもの姓をどうするか以前の問題であり、まずは、前者の「夫婦の姓」の問題をしつかり認識し、解決する立場に立つことがなによりも肝心なことだと思います。そういう立場（選択的夫婦別姓の導入）にたてば、おのずと、子どもの姓をどうするかも見えてきます。

子どもの姓については、九六年の法制審議会で決定された改正案要綱では、別

氏夫婦の合法化にともない子どもは婚姻時に決める戸籍筆頭者の氏とし原則統一とされていますが、具体的にはいろんな手立て（法改正）が考えられますので、九六年の改正案要綱や戸籍法上の対応も含めて、国会でしっかり議論して、決めてほしいと思っております。また、改正も一回きりとはかぎらず、必要に応じて、重ねてゆくことも大切だと思います。

昨年の秋、富山市内で、「選択的夫婦別姓って、なに？ なぜ？」という、一〇数名参加のイベントを持ちました。事実婚や法律婚（通称使用）の方々のお話を聞いた後に、みんなで意見交換をしました。

「個人的には全く無知。こうした活動にびっくりした。嫁にいったら絶対帰ってくるなど言われて嫁に出た」（七〇代女性）、「自分自身、違和感を感じる。家族制度を破壊するのは」（七〇代男性）と発言されていた方々も、話し合う中で、選択的夫婦別姓に理解を示されていきました。

イベント終了後、参加者のお一人から、「最初は、『全く考えたこともないし、ありえない！』と言っていた女性が、『そうですよね、孫たちには自由な選択ができるように社会の意識が変われば良いね』

と、大きく変化したのを目の当たりにして、人は変わるんだ！ 知ることで、意識が変わるんだ！ と、驚きました」と、感想が寄せられました。

また、今年に入り、地元自治体の議員で、「同姓は長年の伝統」、「通称使用すれば、不都合は解消される」と思っておられた方と話し合う機会がありました。具体的に、また実例をもとに、話をされると、そうではないことに理解を示されました。

「選択的夫婦別姓」については、誤解されている方も少なくはありません。当事者には、どんな不利益や不都合、あるいは負担、さらには、苦痛があるのか、こうした事実を一つひとつ話すことで、「誤解」は解かれ、夫婦同姓規定（民法七五〇条）の問題点を分かっていただけです。

お一人おひとりが、地道に、あきらめることなく、粘りづよく、できることをやり、選択的夫婦別姓への世論を高めてゆきましょう。参院選過程での議員ロビーで、実感したところですが、いま、国会・地方議員（秘書）の中に、この問題とどう向き合ったらいいのか、与野党問わず、関心が広がっています。そこにしっかりと入り、法改正への機運をさらに広げてゆきましょう。

（筆者プロフィール）

選択的夫婦別姓を実現する会・富山の会員。国会ロビーイングを主に行っている。

「選択的夫婦別姓を実現する会・富山」は二〇一一年二月に富山県在住の女性を含む五人が起した第一次別姓訴訟を、選択的夫婦別姓制度を求めるすべての人にとつての訴訟と受けとめ支援してきた「別姓訴訟を支える会・富山」から、最高裁「合憲」判決後、民法改正・選択的夫婦別姓制度の実現に向け、二〇一六年二月より「選択的夫婦別姓を実現する会・富山」と改称し活動している。



「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」事務局長
井田 奈穂

最大の選択肢が 尊重される法改正に

「議員」の肩書を持つ方と話したこともなかった私が、「選択的夫婦別姓の法制化を」と訴え「選択的夫婦別姓・全国陳情

アクション」を立ち上げたのが二〇一八年一月。地方議会での意見書採択と、国会での立法を目指す陳情活動で、名刺交換した議員は三〇〇人を超えた。自民党政調会との折衝を開始するにあたり、選択的夫婦別姓訴訟の弁護団長・榎原富士子弁護士にお願いをし、まとめていただいたのが今回の法改正案だ。

参院選でも選択的夫婦別姓は争点の一つになった。各地の議会で意見陳述をしたり、議員向け勉強会を開いたりする中でも「二〇一九年の今、どのような法改正案を望むのか」を私たちが表明する時期に来たと感じている。

私が自民党の国会議員と対話を繰り返してきた中では、夫婦がそれぞれの生まれ持った氏を名乗り続けることを「時代の要請」として許容する、あるいは積極的に「賛成」する議員がほとんどだった。一方で、「家族戸籍をバラバラにする」とこへの強い懸念はたびたび伝えられた。政権中枢のある議員は「井田さんは、家族単位の戸籍を崩すつもりはないんだよね？なら賛成。選択的夫婦別姓は必要だ」とわざわざ確認したほどだった。ただ、家族単位の戸籍を今後も維持する前提ならば、「子の氏」は当然、避けては通れない議論となる。

一九九六年の法務省答申案（①参照）

では、「子の氏は結婚時に決めた戸籍筆頭者の氏に統一」となっていた。つまり現行制度と同じだ。子の氏がいつまでも決まらないときに困るところ決まったと聞く。しかし実は立案段階で、この点に関して、法曹界から異論が出ていたことを後から知った。「子の氏は、子の出生時の事情に応じて父母がその都度自律的に定めるのが、最も合理的である。兄弟姉妹の間で氏の異なることも認める。氏は個人の呼称であり、夫婦の氏が異なることを認める以上、子の氏についても、夫婦の判断に委ねられるべきである」（一九九五年一月 日弁連「婚姻制度等に関する民法改正要綱 試案に対する意見書」）。

その後一九九六年に出された日本弁護士連合会の決議、あるいは二〇〇一年公明党案、二〇一八年の五野党一派（立憲民主、国民民主、無所属の会、共産、自由、社民）案でも、「子の氏は出生時に決める」となっている。なぜか。

議員を含め、多くの人は「きょうだいの氏を統一してもしなくてもいい」という方式に、違和感を表明する。私自身も最初はそうだった。しかしよく考えてみてほしい。①選択的夫婦別姓を認めつつ、②メンバー構成に変化があっても家族単

① 1996(平成8) 年法制審議会答申での方針






**子どもの姓は
両親の結婚時に決めておく**

- ・別姓を選ぶ夫婦は、結婚時に子の姓を決めておく
- ・兄弟姉妹は別姓にならず、戸籍筆頭者の姓に統一
- ・いったん夫婦別姓（同姓）を選んだ後に、同姓（別姓）への転換は不可

出典：法務省 民法の一部を改正する法律案要綱 平成八年二月二十六日 法制審議会総会決定
http://www.moj.go.jp/shinsei/shingi_960226-1.html

**兄弟姉妹は別姓にならず
戸籍筆頭者の姓に統一**

【戸籍の記載（夫姓を選択した場合の例）】

	田中太郎	夫	戸籍筆頭者
	佐藤花子	妻	
	田中長男	子	戸籍筆頭者の姓で統一
	田中長女	子	
	田中次男	子	

子の姓の決め方・タイミングともに「現行制度と同じ」

位の戸籍をバラバラにせず、済む両立案は、「子の氏は出生時に決める」方式のほうだ。

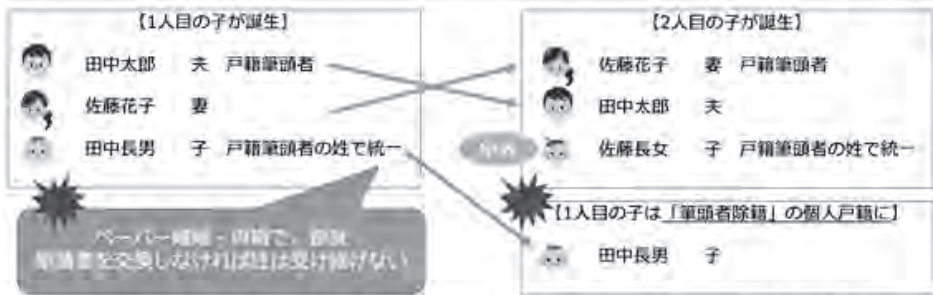
例えば、一人っ子同士などで「先祖から受け継いだ氏を自分の代で途絶えさせたくない」カップルが、二人以上の子に各々の氏を受け継がせたい場合(②参照)。「子の氏は婚姻時に決定/兄弟姉妹は統一」なら、これまで通りペーパー離婚・再婚をして、第一子を個人戸籍にする、あるいは安倍首相の実弟・岸信夫議員のように子を祖父母や親戚と養子縁組させるしかない。

近年、割合的に増えている離婚・再婚の場合(③参照)はどうだろう。子が「もといいた戸籍で筆頭者ではなかった親」の連れ子となり、家族戸籍に入ろうとすると、最低でも一度は改姓を強いられる。一方、「もといいた戸籍で筆頭者だった方の親の連れ子」は、一度も改姓する必要がなく家族戸籍に入れる。これは生得条件による差別にほかならない。

日弁連の指摘の通り、夫婦の氏の決め方において「同一戸籍同氏」のルールを外すなら、子の氏についても同様に外さなければ、整合性が取れないのは明らかだ。だからこそ、答申策定時に「出生時決定とすべきだ」という意見がやや優勢

② 「婚姻時/戸籍筆頭者の姓で統一」のデメリット

一人っ子同士など、両親が「各々の姓を子に継がせたい」場合

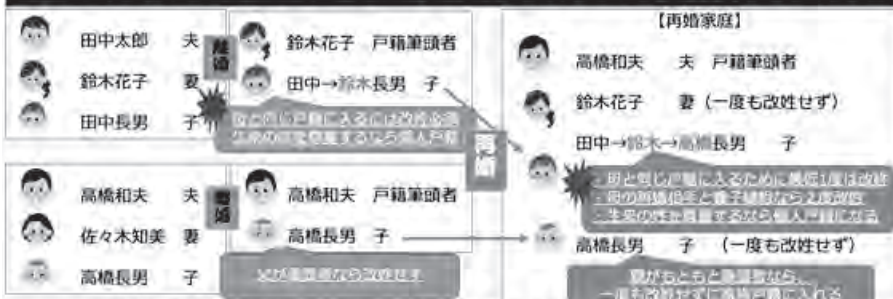


「家族単位の戸籍」をバラバラにしないと、姓を受け継げない。戸籍の形骸化&「希少な姓の淘汰」は防げない。

③ 「婚姻時/戸籍筆頭者の姓で統一」のデメリット

親が離婚→連れ子再婚になる場合

(日本では1/3の夫婦が離婚・新婚の1/4はどちらかが再婚のため、頻発するケース)



子が「望まない改姓」を強いられるケースがなくなる。子の生まれ持った姓を尊重する場合、「家族単位の戸籍」はバラバラに。

④ 「子の姓は出生時に決める」案なら？

答申策定時に「出生時決定」 がやや優勢だった理由

①夫婦の氏異なることを認める以上、子の氏についても、夫婦の判断・家庭の自律に委ねられるべきであり、子相互間でのみ氏の統一を図るのは矛盾

②父母がそれぞれの氏を子に伝えたいと望む場合は、これを認めるべき






③子相互間で氏が異なることを認めないと、子は、事実上父の氏を称することになり、平等原則に反する

④別氏夫婦の子が、判断能力を取得した後に、自己と氏を異にする父又は母への氏変更を認めるのであれば、子の氏の統一を保つことはできなくなる

出典：ジュリスト 1994.8.1-15 婚姻制度等に関する民法改正審議試案P.231

兄弟姉妹を統一することも、 姓を振り分けることも可能

【戸籍の記載（姓を振り分けた場合の例）】

	田中太郎	夫	戸籍筆頭者
	佐藤花子	妻	
	田中長男	子	父の姓
	田中長女	子	父の姓
	佐藤次男	子	母の姓

夫婦間も、
子相互間にも
不平等が
生じない

**夫婦別姓を認めることと、理念上の矛盾がない。
先祖伝来の姓を受け継ぎつつ、家族単位の戸籍も保てる。**

だったのだと合点がいった（婚姻制度に関する民法改正要綱試案）ジュリスト一〇五〇号二三二頁、一九九四・八）
ここで強調したいのは、夫婦の氏がそうであるように、子の氏の決め方も「選択制」であり、家族全員同姓に統一したい人は問題なくそうできる、という点である。

社会学者・山口一男氏が、経済産業研究所客員研究員として書かれたコラム「選択的別姓問題と個人の自由の価値」では、選択的夫婦別姓は「パレート改善的制度（その制度により誰も損をするものではなく、少なくとも一人以上の人が得をする制度）」であり、「自由主義的社会制度設計の基本概念にかかわるもの」という認識を示された。これに私は深く共感する。

他人家庭に姓が二つあっても、または他人きょうだいが別姓であっても、隣人の私の人権は何ら奪われない。「一家をまとめて〇〇家と呼べないから困る」程度なら、「慣れて」というほかない。「相手の呼び方さえあやふやな、さして親しくない他人」が多少戸惑うことより、「自分の氏を変えたくないのに変えさせられる」「離婚しなければ、自分の氏を子に受

け継げない」といった深刻な人権侵害を救うほうが、よほど優先度が高いだろう。

世界に目を向けてみよう。夫婦同姓を義務づける国は、もはや日本しかない。選択的夫婦別姓は多くの国々で問題なく運用されている。制度が変われば「家族は必ず同姓である」という固定概念は消え、「いろんな家族がいて当然だ」という多様性を共通認識とするようになる。ハンガリーでは婚姻時、七種類もの氏の決め方から選べるそうだが、国は崩壊もしていない。氏にまつわる社会問題も起きていない。JETROによれば経済発展中だ。

私の姉が別姓で国際結婚しているカナダ・ケベック州は、一九八一年から州法三九三条で結婚改姓を禁じている。「別姓の強制」には異論もあるものの、トルドー首相の妻（元ニュースキャスター）も法的にはソフィー・グレゴールのまま。ファーストレディーとしての通称として、グレゴール・トルドー姓を用いている。首相夫妻は三人いる子のうち一人だけに、ミドルネームで妻の「グレゴール」姓を継がせた。上の二人は「トルドー」姓のため、つまりはきょうだい別姓だ。

日本でもいづれ複合姓や個人戸籍が取り沙汰される時代は来るかもしれないが、

二〇一九年時点で各案ともに家族戸籍前提で話し合われている中で、最大限の選択肢が認められる内容が「民法改正十子の氏は出生時に選択」方式（④参照）だと考えている。もちろんさらにライトな改正で済む作花知志弁護士への戸籍法改正案、一九九六年政府答申案という選択肢も、国会で審議されるべきだと思う。

憲法の「個人の尊重」という基本原理に基づき、これまで数十年にわたりこの問題に取り組んでこられた皆さんの願いを最大限叶えられるよう、国会への提案を続けていきたい。

〈筆者プロフィール〉

「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」事務局長。IT企業勤務の会社員。Twitterでつながった仲間と、地元の東京都中野区議会に陳情を出したことをきっかけに二〇一八年一月、団体を設立。各地のメンバーをサポートし、二〇一九年七月までに三重県や横浜市、広島市など二二の地方議会から選択的夫婦別姓制度を求める意見書を国に送った。六月一九日には東京都議会でも請願採択。現在メンバーは約一三〇名。



訴訟へのご寄付は

【別姓訴訟を支える会・口座】

三菱UFJ銀行京橋支店（店番 023）

普通預金口座 0688578

口座名義：別姓訴訟を支える会

第2次別姓訴訟@広島応援団：第2次別姓訴訟の広島在住原告恩地が言い出しっぺで動いている集まり。特別な入会規約、申し込みや会費はありません。

不定期に別姓訴訟@広島 news 発行、講座「個個からカフェ」開催、「あした夫婦同姓・別姓『選べる』になあれ」制作などを行っている。

一緒に何かしてみようという方、サイトよりご連絡ください。

<https://besseiouendan.org>

別姓訴訟を支える会：「裁判の原告になる」ということは、「現状を変えたい！」強いモチベーションがあつてのこと。

でも、それには周囲からの「継続的な支援」が不可欠です。「別姓訴訟を支える会」（以下「支える会」と略）のミッションは今回の裁判の原告の皆さんを物心両面からバックアップして、選択的夫婦別姓の早期実現を目指すこと。皆さんの思い、時間、情報、知識や技能、そして経済的な支援、どんな形でも構いません。

ぜひ、「支える会」の会員になって一緒にこの裁判を応援してください。

<https://bessei2018.wixsite.com>

サイトからの会員登録（無料）で、最新情報のメルマガをお届けします！

第2次別姓訴訟原告と 別姓当事者の声

望む形で

結婚できる制度に

大竹 幸乃
山村 真
(仮名)

子どもの姓や戸籍の形について、私たちは正直こだわりがありません。何がどうであつても「家族は家族」と思うからです。

ただ、私たちがお互いの氏名を大事にできる結婚の形を望むのと同様に、姓の継承を大事にしたい人もいれば、戸籍を大事にしたい人もいます。自分たちが大事にしたいことと、他者が大事にしたいこと、それぞれを妨げることなく、多くの人が望むかたちで結婚できる制度になればいい。

現実には戸籍上別姓の親子も事実上別姓の夫婦も存在するなかで、同氏同戸籍の制度はかえって家族を戸籍上バラバラの存在にしています。一人ひとりを等しく戸籍の筆頭者として、それぞれの身分事項に家族を記載する形もよし、今回提案された改正案や戸籍案のように、夫婦の一方を筆頭者として、両親それぞれの氏をもつ子どもたちを一つの戸籍にするもよし。とにかく、結婚を望む二人が制度によって阻まれることのないよう、早急な法改正を望んでいます。

国民の声に耳を傾けて



東京地裁立川支部原告
山崎 精一
田澤 道子(仮名)

立川支部での裁判も七月二五日に結審し、一月一日に判決を迎えようとしています。私たち夫婦は途中から選択的夫婦別姓を求める国家賠償請求訴訟の原告に加えて頂き、ここまで来ることができました。裁判官の皆さまがおかしな付度をせず、国民の声に耳を傾け、良心に従えば、良い判決が必ず出るものと期待しています。

参議院選挙を通じてこの選択的夫婦別姓が焦点の一つとして急浮上したと感じています。

選択的夫婦別姓・全国陳情アクションの皆さんの頑張りにより全国の自治体で国に議論を求める意見書などが採択されています。私も地元の調布市や東京都で採択に立ち会い、自民党以外の全会派が賛成する姿を見て勇気づけられました。

この機運をさらに高めるために民法改正案を提案することは時宜に適っています。その内容、特に子の氏を婚姻時ではなく、出生時ごとに決めることにより、子どもが夫婦双方の氏を名乗れるように

した点が評価できます。この内容で民法が改正されれば、婚姻届けを出すことを真剣に夫婦で協議できると考えています。

政治の舞台に

大きな変化を

M (東京地裁立川支部 原告)

こんにちは。東京地裁立川支部の裁判の原告です。原告となつてから、もうすぐ一年半となります。遅々として進まない選択的夫婦別姓制度の導入に対して、ほとんど諦めていた時に縁があつて原告となりました。

原告となり、周囲の人たちに裁判の支援をお願いしたりする中で、実は別姓を続けている人(顔に書いてあるわけじゃないから普段の生活ではわからなかっただけ)、別姓を望んでいるがしなかった人、制度が導入されたら別姓にしたい人、といったように様々な人と出会いました。それぞれが異なる「理由」や「思い」をもっていることを知りました。

別姓が同姓かという単純な選択ではなく、それぞれの人と、そのパートナーが、可能な限り自分たちのスタイルに合う選択ができる可能性に開かれるのが「選択

的夫婦別姓制度」の導入であると思いません。

この数ヶ月で政治を舞台とした大きな変化が感じられるようになりました。これからの議論に望むのは、「同姓」「別姓」といったように、単純なカテゴリーでくるのではなく、それぞれに個性があることをみんなが理解した上での議論であつてほしいと願うばかりです。

子どもとの関係の不安を取り除きたい

東京都内在住原告

裁判のはじめは、私が別姓のまま法律婚できるようになりたいでした。

その中身を言うと、自分が自分らしくあるための名前をもつて、パートナーや、パートナーとの子どもとの関係において、法律婚がもたらす権利や保障がないことの不安を取り除きたいということです。

しかし、裁判を進めていくうちに、自分だけでなく、いろんなケースで自分の名前を変えさせられたくない人がいることに、気づかされました。

その中で、特に目を引かれたのが「子ども」です。家族のカタチが多様化する

なか、子どもの姓が親の婚姻により突然変わることがあります。

婚姻の時のみならず、選択の岐路に立った時に、生涯を共に歩む自分の名前を望めば手放すことなく、命の終わりまで一緒にいられる、そんな制度であつてほしいと思つています。

さまざまなき情で別姓を求める声に理解を

板橋区事実婚夫婦

「あの頃の名字に戻りたくない……」

板橋区在住事実婚夫婦の妻です。私の名字は両親の離婚で母の名字に変わりました。それ以前の名字は今の夫の名字と同じでした。父親は、酒癖が悪く、家庭内暴力も絶えない、ひどい父親でした。両親は私が十二歳で離婚。名字が変わり、やっと解放された気持ちになり、それから今の名字を自分のアイデンティティとして生きてきました。

もしまた名字が戻ると、自分の名前が呼ばれるたびに、思い出したくない過去を思い出してしまいます。なによりも、「その名字」に対して嫌悪感を覚えていません。したがって、夫の名字に変えるとい

うことは考えられません。

いまの法律のままです。名字を変えないためには事実婚があります。しかし、共同親権は認められておらず、子どもが生まれたときのことを考えると、それは決して受け入れられません。選択的夫婦別姓の導入へ、現法の改正を強く望みます。

事実婚を選んだけれど

板橋区在住事実婚夫婦の夫です。妻が名字を変えたくないという気持ちを聞き、私は、妻氏を選ぼうと思ひ、その旨を自分の両親に伝えると猛反発を受けました。「親の反対を押し切つて勝手に変えたら、結婚式にはいかないし、孫が生まれても面倒はみない」

両親には育ててもらったことへの感謝の気持ちがあるので、両親と絶縁してまで結婚はできません。妻と婚約してから一年が経ちます。両親になんとか認めてもらいたく、何度も話し合いをしたのですが、嫁に「来る」のだから、女性側が名字を変えるのが当たり前だという考えは変わりませんでした。

この間、両親との距離が縮まらないことにつらい気持ちを抱えてきましたが、一歩でも前に進みたいと思ひ、先日、私たちは事実婚を選びました。それでも妻と同じように、共同親権のことを考えると、事実婚のまま家庭を築くのは不安です。

様々な事情で夫婦別姓を求める声があることに理解を示して頂き、結婚しても、

子どもが生まれても、名字が選べる世の中にしてほしいです。

日本の未来を豊かにする



羽賀 美樹



石澤 和也

誰もが望む名前で 生きられる社会を

私は二年前に結婚をしました。結婚をするにあたり、彼の姓にするか私の姓にするか揉めたあげく、泣く泣く彼の姓に統一しました。結婚は愛し合う二人が人生を共にすることを証明する喜ばしいことであるはずですが、私は結婚と同時に三〇年近くともにした愛着のある自分の姓と無理やり決別させられ、悲しい気持ちが拭いきれませんでした。

今年の秋から免許証や住民票等にも旧姓の併記が可能になるようですが、併記では意味がありません。私は通称を使って生活していますが、二つの名前を対

外的に使い分けることで生まれる日常のストレスは計り知れません。

望まない改姓は人権侵害です。夫婦に同姓強制をしている国は世界でもいまや日本のみです。夫婦のうち九六％は女性が姓を変える日本は女性差別的だと思ひます。その他の四％の男性のうち望まない改姓を強いられている人にとつても問題です。選択的夫婦別姓が認められ、誰もが望む姓で生きられる社会になることを切に望みます。

(羽賀美樹)

「夫婦別姓は、日本の古き良き家族制度を破壊するので、反対である」。実は数年前まで漠然としながらも、そのように考えていました。

しかし二年前に妻と結婚し、妻が私の苗字になってくると、仕事や家事で忙しい中、免許証・銀行・パスポートなど改姓の手続きに大きな時間と手間を割かせてしまい、大変申し訳なく思うようになりました。そんなふうには頑張ってもらつても、私たち夫婦の間でさらに絆が強くなつたというわけでもありません。

そして、夫婦別姓の活動に参加する中で、夫婦同姓は明治政府による「せいぜい一〇〇年程度の創られた伝統」であるとなりました。明治維新当時の国際情勢において、日本の生き残りを図る為には、

しかなかったと今でも考えています。

しかし、既に明治維新から一五〇年以上が経過し、今後日本が生き残り、かつ更なる発展を図る為には、「多様性を強み」とする事が必須です。

現在、夫婦別姓に反対している人も、ただ単に同姓別姓についての知識が無いだけで、「家族」という存在を大事したいという方がほとんどだと思います。

私は、「家族」という存在も、「日本」という国もとても好きなので、「別姓」という多様性が強み”になる事を、現在別姓に反対している方にも丁寧の説明していきます。
(石澤和也)

安心して

老後を迎えたい

事実婚二六年目の夫婦

二六年前、どちらも改姓したくなかった私たちは、事実婚で夫婦別姓の法制化を待つことにしました。あと数年で実現すると思っていたのに、そのまま現在に至ってしまいました。

事実婚の場合、改姓手続きの苦労も、二つの姓を使い分ける混乱もありませんが、法的に認められた関係でないという

ことは、いざというときの保証がないということですが。子どもの親権は片方しか持てず、病気になっても手術の同意は認められず、死んだら相続もできません。常に心のどこかに不安を抱えた生活です。私たちは運よくこれまで平穩に過ごし、子育てもほぼ終わりましたが、このさき歳をとると必ず問題に直面します。

通称使用で日々のストレスを甘受するか、事実婚でもしもの時の不安を抱えて暮らすか。ある意味で究極の選択です。夫婦別姓が法的に認められたら、どちらからも解放されます。普通の夫婦として安心して老後を迎えたい。私たちが望むのは、たったそれだけのことです。

原石を磨くように

法律を磨きたい

utchiei

母の姓は、母の母の姓とは違っていた。なぜなのか。母は父と結婚したからだった。

母は父と結婚するとき、なぜ元の姓を変えることになったのか。カッコイイ姓なのに。母は、何か悪いことでもしたのだろうか。

いいえ、日本の法律がそうになっているか

らだ。

女が姓を変えなくてもいいけれど、日本の法律が「結婚するならどっちかが姓を変えろ」。そう言っているからだ。

何でだろう？

子どものころからずーつとそれを考えてきたけれど、積極的に調べることをサボっていた。その間に私は「姓を変えるめんどくささ」と「結婚すること」を天秤にかけた大人になっていた。ますます「結婚すること」より仕事をするほうが楽しくなっていたのだ。

やがて出会ったパートナーは「姓を変えることで受ける差別」にひととき敏感な人だった。だから私たちは「どちらも姓を変えずに結婚できる日」を待っていた。ずっと待っていた。政治が、国が、変えてくれると信じていた。

でも、間違っていた。

それでもまだ、日本の法律は日本人のためであって、利用する人に平等にあると信じていたい私たちがいる。

ほんの少し手を加えたり解釈を改めれば、古びたと思っていた法律が息を吹き返し、私たちに幸せをもたらしてくれる。私たちの法律は、きつとまた原石だったんだ。だからもう少し手をかけて、磨く必要がある。私たちの幸福のために、磨く手を休めてはいけないのだ。そう、誰しも、その手を休めてはいけない。

個個から カフェ

不安なく違っていられる社会へ



それぞれの別姓に寄せる思いを掘り起こしたり、理論を獲得したりしつつ、仲間の輪を広げられたらと、時に講座、時におしゃべり会、つまりなんだってありの場です。場所は「人と人、人と社会、広島と世界をつなげるブックカフェ」ハチドリ舎（広島市中区土橋町2-43）。飲み物片手に別姓訴訟をめぐるいろんな話題に耳を傾け、語り合っています。



第1回 2018年5月13日(日) 『選択的夫婦別姓』を通して気づくこと

お話：土屋 聡さん
別姓を考える会（宮城県）

第2回 2018年6月30日(土) 『別姓おしゃべり会』

話題提供：藤井 純子さん（通称別姓）

第3回 2018年9月28日(金) 夫婦別姓？よその国ではどうなっている？

報告：豊田 悦子さん、貫名 緑さん、
安 くんじゅさん
コメンテーター：井上 嘉仁さん
（広島大学 憲法学）

第4回 2018年12月16日(土) 新たな『別姓訴訟』が拓く未来

～家族の多様性と個人の尊重という視点から～
お話：二宮 周平さん
（立命館大学 法学部）



第5回 2019年3月10日(日) 別姓訴訟を楽しもう

～裁判書面を読んでみよう～
お話：飯岡 久美さん
（弁護士 ひまわり法律事務所 広島）

〈特別企画〉 2019年3月31日(日) イベント『誰もがHappyになれる『家族のかたち』を考えよう』を一緒に観る会

明治大学 駿河台校舎グローバルフロントで行われたイベントのライブ動画配信を広島で一緒に観る会

第6回 2019年5月25日(土) 『フツーの家族』の呪いを解こう

お話：北仲 千里さん
（広島大学ハラスメント相談室）

第7回 2019年7月13日(土) 同姓でも別姓でもOK 地方議会から国会を動かす方法

お話：井田 奈穂さん
（選択的夫婦別姓・全国陳情アクション）

第8回 2019年10月6日(日) 17:30～19:00 性と家族の多様性を理解する 同性婚をきっかけとして

お話：河口 和也さん
（広島修道大学 人文学部）
場所：ハチドリ舎
参加費：500円 ワンドリンク付き





bessai



あした夫婦同姓・別姓『選べる』になあれ！ NO.2
～そろそろ新しい法律の話をしよう～

発行日 2019年9月30日

発行者 第2次別姓訴訟@広島応援団

tel/fax : (082) 285-2105 mail : onji.i@nifty.com

制作協力 別姓訴訟の原告、代理人、支援者の方々、選択的夫婦別姓・全国陳情アクション